

議 第 6 号

基幹業務システムの標準化に対する支援を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
法 務 大 臣
財 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
デ ジ タ ル 大 臣
行 政 改 革 担 当 大 臣
こ ども 政 策 担 当 大 臣
デ ジ タ ル 田 園 都 市 国 家 構 想 担 当

あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

政府は、令和3年5月に地方公共団体情報システムの標準化に関する法律を制定し、地方公共団体が独自に運用している住民に関する事務処理の基盤となる固定資産税等の20業務に係る基幹業務システムを統一的な基準に適合させる標準化を推進しており、地方公共団体は標準化に向けた調査等を行っている。

また、現在、政府共通のクラウドサービスの利用環境であるガバメントクラウドの整備が進められており、令和7年度までに基幹業務システムをガバメントクラウド上へ移行して、各地方公共団体が標準仕様に準拠したシステムを使用することが目標とされている。

ガバメントクラウドへの移行に向けた標準化に当たっては、地方公共団体における情報システム等の相違を踏まえた的確な情報提供や、システム改修等に関する技術的・財政的支援が必要であるが、地方公共団体からはシステム改修等に必要なデジタル人材の確保や準備期間に対する懸念の声も上がっている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、デジタル社会の実現を目指して、基幹業務システムをガバメントクラウドへ円滑に移行するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 基幹業務システムの標準化に向けて、地方公共団体に対して丁寧な情報提供を行うとともに、必要となる技術的・財政的支援等を行うこと。
- 2 令和7年度までの移行の目標時期について、地方公共団体の実情を踏まえた柔軟な対応を検討するとともに、移行後のシステム保守・運用等の支援も検討すること。